

「北海道消費生活条例の一部を改正する条例案（素案）」への意見提出用紙

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 2階
氏 名 団 体 名	一般社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子 (担当 組織活性化グループ 主幹 中 田 真紀子)
電話番号	011-221-4217

意 見 等 の 内 容

○ 2の(1)ウについて

- ・ 「……その他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずること。」とありますが、道は道立消費生活センターの業務を指定管理者に行わせることとしており、消費生活相談員は指定管理者が雇用し、指定管理者の責任において適切な人材及び処遇の確保を図ることが求められることとなります。

したがって、道から指定管理者に支払われる指定管理業務に係る負担金の限度額の積算において「適切な人材及び処遇の確保」を図ることができる適切な積算措置がなされなければ、指定管理者において対応することは困難となります。

道において、この規定内容が具現できるよう十分な財源措置を行うことを求めます。

○ 2の(2)及び(3)について

- ・ 消費生活相談等の事務を地方公共団体が直接実施する場合や委託による場合に当該事務に従事する者等に対して、法律で守秘義務や罰則規定が設けられたところであり、指定管理により当該業務に従事する者等にその範囲内で条例により守秘義務や罰則を規定することについては理解します。